

随意契約理由

令和5年(2023年)4月15日

契約担当課名	読書振興課
発注担当課名	読書振興課
契約名称	豊中市立図書館電子書籍貸出サービス運用業務（児童書読み放題パック追加分）
契約内容	児童書読み放題パック閲覧サービスの使用
契約締結日 及び契約期間	令和5年（2023年）4月15日 令和5年（2023年）4月15日から令和6年（2024年）3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚 3-1-1
契約金額	667,744 円
随意契約理由	<p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> <p>図書館における電子書籍の提供においては、電子書籍コンテンツ数や、書誌情報（書名・著者名・出版年・ページ数といった図書等の資料が持つ各々の特徴を一定の規則で配列）の正確性、読書バリアフリーに配慮した音声読み上げ機能や文字拡大機能、多言語対応、情報セキュリティの安全性等が重視される。</p> <p>また、著作権処理を含めた購入契約が必要であり、選書・検索においても、正確性のある書誌情報が不可欠である。</p> <p>情報セキュリティの観点から、クラウドサービスの利用要件としては、サービス上のユーザー所有データ（バックアップデータを含む）の所在地が日本国内に限定できること、準拠法、裁判管轄を国内に限定できることが挙げられる。</p> <p>全ての条件を満たし納入できるのは、株式会社図書館流通センターしかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意</p>

契約を締結し、電子書籍貸出サービスを提供している。

児童書読み放題パックは、株式会社図書館流通センターが提供する電子書籍貸出サービス「LibrariE&TRC-DL」で閲覧可能な電子書籍コンテンツであり、当該コンテンツを利用するには株式会社図書館流通センターと契約する以外に提供を受けることができない。

以上のような理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。